

法令改正等

令和 7 年 7 月
中国四国産業保安監督部四国支部 電力安全課

● 令和 6 年 4 月以降に改正された主な法令等

○令和 6 年 4 月 1 日

電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示第一条の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間の確認に係る運用について

○令和 6 年 4 月 3 日

発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及び発電用風力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令等について

○令和 6 年 4 月 1 5 日

電気関係報告規則第 3 条及び第 3 条の 2 の運用について

○令和 6 年 4 月 2 6 日

発電所等に施設される蓄電池設備の保安確保の徹底について

・
・
・

● 本日説明する主な法令改正等

1. 令和6年4月26日

発電所等に施設される蓄電池設備の保安確保の徹底について

2. 令和6年6月28日

感電死傷事故に関する注意喚起

蓄電池設備における爆発・火災事故 及びその対応について

令和6年9月10日

産業保安・安全グループ 電力安全課

1. ハヤシソーラーシステム高柳発電所火災事故

- 令和6年3月27日18時08分、ハヤシソーラーシステム高柳発電所（鹿児島県伊佐市）において、蓄電池及びパワーコンディショナー（PCS）が設置された建屋から白煙が上がっている旨、消防に通報。
- 18時50分頃に建屋において爆発・火災が発生し、消防隊員4名が負傷。
- 翌28日14時35分に鎮火。

発電所概要

設置者：株式会社ハヤシエネルギーシステム

運転開始時期：平成29年2月

発電所出力：1,000kW

蓄電池容量：7,000kWh相当

被害の状況

- 蓄電池及びPCSが設置された建屋、建屋の外にある受変電設備が全焼
- 爆発により、建屋の一部が飛散しパネルを破損。また、構外に飛散（人的・物的被害は確認されなかった）

※事故後、発電所周辺の水質及び土壌調査を行い、異常がないことが確認されている

太陽電池発電所全景及び被害状況



受変電設備
(全焼)

パネル5枚破損
(PCS・蓄電池建屋の飛散物により)

PCS・蓄電池建屋
(全焼)

PCS・蓄電池建屋の
外壁・屋根の一部が飛散

● 本日説明する主な法令改正等

1. 令和6年4月26日

発電所等に施設される蓄電池設備の保安確保の徹底について

2. 令和6年6月28日

感電死傷事故に関する注意喚起

感電死傷事故に関する注意喚起

＜設置者の皆様＞

- ・工事等の実施前に、設置者自身が電気主任技術者に連絡するか、工事業者に対して電気主任技術者に連絡を入れるよう依頼ください。また、電気主任技術者に無断で電気室やキュービクルに入室しないでください。

その上で、以下のような工事等でも、事故やヒヤリハットが起きていますので、工事等に先立ち、電気主任技術者への連絡をお願いします。

- ・エアコンやエレベーターに係る工事など、通常は電気室やキュービクルでの作業を伴わない工事等（本来はキュービクル外の電源に接続すべきところ、それが見つからず、キュービクルを開けてしまったなどの事例あり）
- ・工事等の実施に先立つ下見作業など（保守点検作業の下見のために、キュービクルを開けてしまい、充電部に触れて感電したなどの事例あり）

＜電気主任技術者の皆様＞

電気設備の保安監督を行う立場として、設置者との間で、電気保安に係る連絡体制や取り決めの内容を再確認していただくようお願いします。

（取組例）

- ・定期点検などの機会を活用して、設置者に対して、工事等を実施する際や、電気室やキュービクルへの入室をする際は、必ず電気主任技術者に事前に連絡を入れることを依頼する。
- ・電気室やキュービクルの扉などに、電気主任技術者への無断での立入は禁止である旨を掲示する。
- ・工事業者に対して、感電防止措置等について注意喚起する。等

感電に注意！作業前は電気主任技術者へ連絡をお願いします

<工事などの作業前の事前連絡のお願い>

例年、夏季は感電死傷事故が頻発しています。中には一見、**電気に関連しない工事**でも電気主任技術者への連絡がなかったことで事故に至ったケースが見られます。これから夏季を迎えるに当たり、安全に工事を行うためにも、電気設備やその付近で作業を行う場合は必ず電気主任技術者にご連絡ください。

① キュービクルや電気室の扉を開ける場合は連絡を！

通電状態での作業は感電のおそれがあるため大変危険です。

【注意が必要な作業】

- ・ 計器類（電圧計・電流計等）やその銘板の確認作業
- ・ エレベーターなどの建築設備、エアコンなどの空調設備の電源接続作業
- ・ キュービクルの塗装作業

② キュービクルや電線の近くで作業する場合は連絡を！

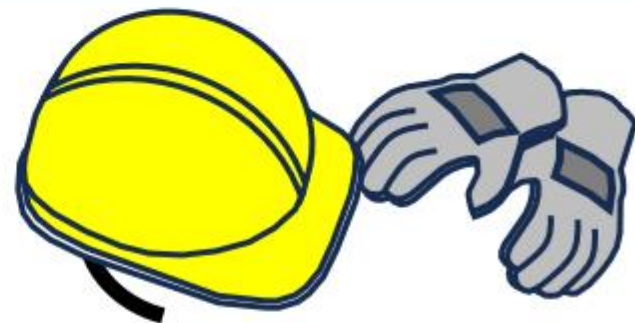
電気設備に直接触らなくても、付近に電気設備があると感電のおそれがあります。

【注意が必要な作業】

- ・ 足場の組立や解体作業
- ・ 建物の外装塗装作業
- ・ クレーンによる資材移動や高所作業車を使った剪定作業
- ・ テナント引越し等による内装工事

③ 安全対策を徹底しましょう

- ・ 万が一に備えて安全装備（ヘルメットや絶縁手袋などの絶縁用保護具）を着用しましょう
- ・ 肌の露出が少ない服装（長袖など）を心がけましょう
- ・ 作業前に電気主任技術者へ確認をしましょう



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

感電に注意！作業前は電気主任技術者へ連絡を！

<工事などの作業前の事前連絡のお願い>

例年、夏季は感電死傷事故が頻発しています。中には一見、**電気に関連しない工事**でも電気主任技術者への連絡がなかったことで事故に至ったケースが見られます。これから夏季を迎えるに当たり、安全に工事を行うためにも、電気設備やその付近で作業を行う場合は必ず電気主任技術者にご連絡ください。

① キュービクルや電気室の扉を開ける場合は連絡を！

通電状態での作業は感電のおそれがあるため大変危険です。

【注意が必要な作業】

- ・ 計器類（電圧計・電流計等）やその銘板の確認作業
- ・ エレベーターなどの建築設備、エアコンなどの空調設備の電源接続作業
- ・ キュービクルの塗装作業

② キュービクルや電線の近くで作業する場合は連絡を！

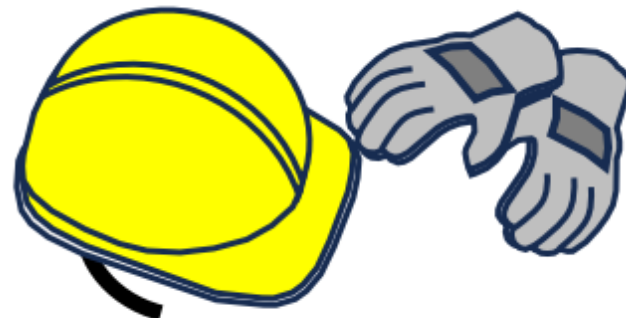
電気設備に直接触らなくても、付近に電気設備があると感電のおそれがあります。

【注意が必要な作業】

- ・ 足場の組立や解体作業
- ・ 建物の外装塗装作業
- ・ クレーンによる資材移動や高所作業車を使った剪定作業
- ・ テナント引越し等による内装工事

③ 安全対策を徹底しましょう

- ・ 万が一に備えて安全装備（ヘルメットや絶縁手袋などの絶縁用保護具）を着用しましょう
- ・ 肌の露出が少ない服装（長袖など）を心がけましょう
- ・ 作業前に電気主任技術者へ確認をしましょう



工事や作業の連絡は主任技術者へ

担当主任技術者 _____

連絡先 _____

ご清聴ありがとうございました。